



佐敷川の堆積土砂の撤去開始

町内全域に未曾有の被害をもたらした、令和2年7月豪雨から5か月が過ぎようとしております。

犠牲となられた方々に改めて哀悼の意を表しますとともに、未だ行方が分からないままとなっている方の一日も早い発見を、心よりお祈りいたします。また、被災されたすべての方々に御見舞いを申し上げます。

まだまだ各地に災害の爪痕は残されておりますが、11月1日に皆さんの通勤・通学、生活の足となる**肥薩おれんじ鉄道が全線復旧**となったほか、**佐敷川をはじめとする各河川の河床掘削が始まる**など、町内各所で復興の槌音が聞こえ始めました。

また、待望久しかった、**町道射場芦北線、芦北町総合コミュニティセンター**が12月6日より供用開始となります。町道射場芦北線の開通によって、イベント時や、通勤・帰宅時間帯の混雑緩和、通学路の安全確保などの効果が期待されます。総合コミュニティセンターは、図書館や公民館、子どもの遊び場などの機能を併せ持つ総合的な交流の場として、今後広く活用されます。

町道470ヶ所、町管理河川540ヶ所が被災した、道路・河川（工事費約40億円）、農地920ヶ所、農業用施設300ヶ所、町管理の林道170ヶ所（工事費約30億円）につきましても、災害査定が終了次第、随時工事を発注しております。

被災した小中学校についても、10月12日から佐敷小学校仮校舎で授業が行われているほか、総額6億円を超える改修工事間もなく始まり、児童・生徒が母校の体育館で卒業式を迎えられるよう、スピード感を持って復興業務を進めているところです。

10月21日には、赤羽国土交通大臣、小泉環境大臣、梶山経済産業大臣、野上農林水産大臣、小此木防災担当大

臣の5名の大臣と直接お会いし、芦北町の早期復旧・防災機能の強靱化などについて、力強い支援のお約束を頂いて参りました。また、森林整備、治山事業関連予算の編成に大きな影響力をもつ「森林整備・治山事業促進議員連盟緊急決起大会」においても、全国被災自治体の首長を代表して、芦北町の現状及び要望を訴えて参りました。全国的に大災害が頻発している昨今ですが、この豪雨災害が風化することの無いよう、今後もこれまで培った人のつながりを最大限活用し、情報を発信して参ります。

現在、住民の皆さまを代表する方々のご意見をいただきながら、「**芦北町復旧・復興計画**」を策定しているところでありますが、今後は、**被災者の生活再建、なりわいの再建、社会機能の回復**といった「3つの柱」と、地域の新たな魅力創造、災害に強いまちづくり、ICT技術の積極的な

活用などの「創造的復興に向けた取組」との両輪で、芦北町独自の「**新しいあたりまえ**」を創造して参ります。

体調を崩しやすい季節となりました。すでに第3波を迎えつつありますが、本年は新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されております。芦北町では全国に先立って、全町民を対象に**インフルエンザの予防接種を無料化**しました。ご自分の命を守るため、また、大切な方の命を守るためにも是非ご接種ください。

師走となり、あわただしい時期を迎えます。復旧作業のお疲れも出る時期でありますので、体調管理には十分ご留意ください。ふるさと芦北の復興のため、引き続き職員一同全力を尽くして参ります。心を一つに、希望の明日へ向かって頑張りましょう。

芦北町長

竹崎 成

金子恭之衆議員議員・荒川知章熊本県
議会議員と鶴木山地区の被災状況を視察

「芦北町復旧・復興計画」を策定します

令和2年7月豪雨災害により失われた日常を速やかに取り戻し、被災前よりも輝く芦北町をつくり、次世代に繋いでいく「創造的復興」を成し遂げるため、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの取組をまとめた「芦北町復旧・復興計画」の策定を進めています。

今後、12月中に意見募集（パブリックコメント）を実施し、令和3年1月中に策定する予定です。

○計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である芦北町総合計画（第二次）に基づく基本計画と位置づけています。

また、芦北町総合戦略（まち・ひと・しごと創生総合戦略）との整合性を図り、「すべては、次代を担う子どもたちのために」という総合計画の基本理念に沿って、一日も早い復旧・復興を実現するために策定します。

芦北町総合計画
芦北町人口ビジョン・第2期総合戦略

復旧・復興 まちづくりの道筋
「芦北町復旧・復興計画」

○計画の理念・方向性

自然と共生する安全・安心の「新しいあたりまえ」を創造する

令和2年7月豪雨からの復旧・復興を進めるに当たり、理念を「自然と共生する安全・安心の『新しいあたりまえ』を創造する」として掲げます。

世界的な気候変動が懸念される中、大規模災害が毎年のように発生している昨今の情勢を鑑みると、今後、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを行っていくためには、これまで「あたりまえ」とされていたことを前提とせず、常に「あたりまえ」を疑い検証しながら、これからの「新しいあたりまえ」を意識し、自ら創造していく必要があります。

今回の災害を乗り越え、時として脅威となり得る自然との新たな共生関係を構築しながら、防災・減災に取り組む様々な施策とともに、新たな時代の新たな価値観を町民の皆様と共有できるまちづくりを進めるという思いを込めました。この理念のもとに、以下の取組を展開します。

創造的復興に向けた取組

1 被災者の生活再建

～「新しい日常」を築き、輝きを取り戻す～

- ・仮設住宅等の応急的な住まいの確保と適切な運用
- ・被災者への個別訪問による見守り支援
- ・緊急時の情報通信機能の向上など

2 産業の振興

～地域に根づき、広がる魅活力～

- ・農林漁業施設の復旧
- ・事業者のなりわい再建
- ・ICTを活用したスマート農業の推進
- ・観光業の復旧・復興
- ・地域製品の販路拡大など

3 社会基盤の復旧・復興

～暮らしを支えるしなやかな町をつくる～

- ・道路、橋梁、上下水道施設の復旧
- ・河川改修、河床の掘削
- ・土砂災害防止
- ・空き地・空き家対策など

4 教育・文化の復旧・復興

～地域で学び、誇れる未来を創る～

- ・ICTの活用等魅力ある教育環境の整備
- ・既存施設を活用した学びの場の創出
- ・公共施設、文化財等の復旧など

5 コミュニティの維持

～繋がりから生まれる地域の底力～

- ・避難訓練による逃げ遅れゼロの実現
- ・大学等と連携した地域の活性化
- ・安全・安心の定住促進など

被災地の現状を訴える

11月18日東京都で森林整備・治山事業促進議員連盟「緊急決起大会」（国会議員・関係団体約300人参加）が開催されました。昨今の激甚な災害の発生を踏まえ、竹崎町長が災害現場最前線の声として、『地域の人々のいのちと暮らしを守り抜いていく思い』を話し、林野予算の確保の支援について要望しました。



▶多数の国会議員の前で被災状況を話す竹崎町長



▶二階自民党幹事長はじめ各界の代表が参加

また、金子恭之林政対策委員長は全国で災害が多発している現状を踏まえ、国土強靱化のため、治山整備の継続的予算獲得を訴えました。

決起大会の最後に、山口俊一議員連盟会長が「関係者の心をひとつにして、予算獲得のために頑張っていこう」と決意表明し大会は終了しました。

10月21日、令和2年7月豪雨に関する緊急要望活動を、5名の大臣に対して行いました。

国土交通大臣・環境大臣・農林水産大臣・経済産業大臣・防災担当大臣と直接お会いし、各分野における被害状況や要望についてしっかりと説明・協議を行いました。

いずれの大臣にも、町の状況や要望をご理解いただき、力強い支援を約束していただきました。



▶赤羽国土交通大臣に要望する竹崎町長

地域支え合いセンターの訪問



飲料水供給施設の復旧



佐敷川の土砂撤去を開始しました。(表紙写真)湯浦川は12月中旬、田浦川は来年1月中旬に始まる見込みです。

河川に堆積した土砂



◀ 田浦川

▶ 湯浦川



肥薩おれんじ鉄道運行再開



宅地内土砂撤去事業



生活に必要な道路の仮復旧は町内全域終了し、孤立集落は8月1日に解消しました。

町道平沢津漆川内線



◀ 仮復旧後

▶ 被災直後



佐敷小学校仮設校舎完成



公費解体



仮設住宅の完成



復興推進本部会議



町道屋敷野線



◀ 仮復旧後

▶ 被災直後



7月豪雨災害被災者支援事業 申請期限が間近です。

賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅) (全壊・大規模半壊・半壊)

令和2年7月豪雨により住家が甚大な被害を受け、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本県が借上げて提供します。

○入居者の要件

(1) 以下のいずれかの要件を満たす方

- ① 被災証明書で「全壊」の判定を受け、居住する住宅がない方
- ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ③ 「大規模半壊」または「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

(2) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方

(3) 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用していない方

○申請期限

令和2年12月15日（火）

○入居期間

入居時から最長2年間

住宅の応急修理 (全壊、大規模半壊、半壊、準半壊)

令和2年7月豪雨により住家が甚大な被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対し、日常生活に必要欠くことのできない部分について、申込者が選定した業者に町が依頼し修理を行うものです。

○対象となる方

以下の要件をすべて満たす方（世帯）が対象となります。

① 当該災害により住宅が、「大規模半壊」、「半壊」等の被害を受けたこと

※全壊の場合でも、応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象となります。

② 災害救助法に基づく応急住宅（建設型・賃貸型）を利用する場合は、入居期間が原則6ヶ月以内となります。なお、建設型は応募状況によっては、入居できない場合があります。

③ 自ら修理する資力がないこと（「準半壊」、「半壊」の方）

○支援内容

住宅の応急修理のため支援できる費用の上限は、1世帯あたり以下のとおり

① 全壊、大規模半壊、半壊 59万5千円

② 準半壊 30万円

※上限を越えた分は自己負担となります

※同じ住家に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

○対象となる修理

屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

○申請期限 令和2年12月28日（月） 修繕は令和3年3月31日（水）までに完了すること

○必要書類

申込書、申出書、罹災証明書、業者からの見積書、写真などの書類が必要です。

*問い合わせ先 福祉課 社会福祉係（内線151・157）

詳しくは広報「あしきた」9月号 15～16ページに掲載しています。